

少額物品調達業務 利用規約（購買手続）

第1章 総則

（目的）

第1条 本利用規約は、デジタル庁が電子調達システムの一部として運営する、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第3号の規定に基づき随意契約が可能とされる調達対象（ただし、別途デジタル庁が定める範囲に限ります。以下「利用対象案件」といいます。）について、インターネットを経由して汎用的に受付処理するシステムである「少額物品調達業務（GEPS マーケットプレイス）」（以下「本サブシステム」といいます。）を利用した購買手続に関し、必要な条件等を定めることを目的とします。

（定義）

第2条 本利用規約で使用する用語の意義は、次の各号のとおりとします。

- (1) 「電子調達システム」とは、国の機関に係る、物品・役務及び一部の公共事業の入札・契約等手続をインターネットを経由して汎用的に受付処理するシステムをいいます。
- (2) 「調達ポータル」とは、国の機関に係る、物品・役務及び一部の公共事業の入札参加資格・調達情報を共有するシステムをいいます。
- (3) 「利用府省庁等」とは、本サブシステムを利用して利用対象案件の調達手続を行う国の機関をいいます。
- (4) 「官側利用者」とは、利用府省庁等の職員をいいます。
- (5) 「カタログ事業者」とは、本サブシステムを利用して利用対象案件の調達手続に参加し、その手続の一部を行う事業者をいいます。
- (6) 「本件契約」とは、本サブシステムを通じて利用府省庁等とカタログ事業者との間で成立した契約をいいます。
- (7) 「利用者」とは、本サブシステムを利用する利用府省庁等及びカタログ事業者をいいます。

（他の規定との関係）

第3条 個別の案件において、本利用規約と矛盾する規定、要件等が定められた場合、各案件において定められた内容が優先されて適用されるものとします。

(本利用規約の変更)

第 4 条 デジタル庁は、次の各号のいずれかに該当する場合、本利用規約を変更することができるものとします。

- (1) 本利用規約の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本利用規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 前項の場合、デジタル庁は、変更後の本利用規約の効力発生日の 14 日前までに、本利用規約を変更する旨及び変更後の本利用規約の内容とその効力発生日を、デジタル庁が適切と判断する方法（デジタル庁サイト・調達ポータルへの掲載等）により通知するものとします。
- 3 本利用規約の変更不同意の利用者は、前項に定める変更の効力発生日の前日までに、デジタル庁に対して本サブシステムからの退場の意思を表明するものとします。効力発生日の前日までに退場の手続を行わず、本サブシステムの利用を継続した場合には、当該変更同意したものとします。
- 4 第 1 項に定める他、デジタル庁は、利用者の同意を得ることにより本利用規約を変更することができるものとします。
- 5 この利用規約の変更前に契約締結まで完了した案件については、変更前の利用規約に基づいて契約を履行するものとします。

(準拠法及び管轄)

第 5 条 本利用規約には、日本法が適用されるものとします。

- 2 本サブシステムの利用に関連してデジタル庁とカタログ事業者間に生ずる全ての訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- 3 本サブシステムを用いて締結した契約に関連して利用府省庁等とカタログ事業者間に生ずる全ての訴訟については、利用府省庁等の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(協議)

第 6 条 本利用規約に定めのない事項その他利用規約の条項に関し疑義を生じたときは、デジタル庁とカタログ事業者が協議の上、円満に解決を図るものとします。

第 2 章 契約の成立等

(契約の申込み方法)

第 7 条 利用府省庁等は、本サブシステムを利用し、利用対象案件の商品の調達を希望する場合、商品を検索した時から 30 日以内に決裁等、発注に必要な業務を実施した上

で、発注（契約の申込み）を行うものとします。

（受注及び契約の成立）

第8条 利用府省庁等から発注があった場合、カタログ事業者は、速やかに、その受注の可否を判断し、その結果を、本サブシステムに登録することにより、利用府省庁等に通知するものとします。なお、発注内容の確認のために、官側利用者と連絡を取ることを制限するものではありません。

2 本サブシステムにおいて利用府省庁等の発注に対して受注する旨の登録を行った時点で、利用府省庁等とカタログ事業者間で申込みのあった商品について本件契約が成立するものとします。なお、本件契約の内容は、別途の合意の無い限り、次章に定める内容が含まれるものとします。

3 本件契約が成立した場合、本サブシステムから利用府省庁等及びカタログ事業者が登録したメールアドレスに宛てて、発注結果通知が電子メールで送信するものとします。

4 発注結果通知は、遵守事項（本利用規約の記載事項、商品情報、価格、数量、納品場所、納品予定日等の発注情報）に従って契約を履行することを、発注を行った利用府省庁等に対して意思表示する旨が記載されます。

5 利用府省庁等は、カタログ事業者が第1項の登録を行うまでは、発注を取り消すことができるものとします。

6 利用府省庁等が申込みを行った商品について、カタログ事業者が設定した納期の期間内に第1項の登録を行わない場合、双方からの特段の手續なく、発注の効力が失われるものとします。

（発注価格）

第9条 利用府省庁等は、商品の価格について、発注の日から30日前までの期間においてカタログ事業者が登録していた価格に従い発注を行うことができるものとし、カタログ事業者は、当該価格が契約申込み時点までに変更されていることを理由にして契約の締結を拒否できないものとします。ただし、カタログ事業者が価格を登録した時点において予想することのできなかつた、天災地変、戦争、暴動、火災、台風、地震、洪水、その他不可抗力により、当該価格に基づいて契約を締結することが不合理である場合には、この限りではないものとします。

2 商品への消費税の端数処理は、利用府省庁等がカートを確定した時に、カタログ事業者が登録していた処理方法（切捨て、四捨五入、切上げ）に基づいて本サブシステムが計算した金額によるものとします。

（納期）

第10条 利用府省庁等は、商品の納期について、発注時に「納入期限」を設定するものとします。

- 2 カタログ事業者は、受注する旨の登録を行う際に、納期の遵守の可否を確認した上で、「納品予定日」を納入期限以内の日付に設定するものとします。
- 3 カタログ事業者は、納期が遵守できないことを理由に受注できない場合、受注可否の回答前に利用府省庁等にその旨を通知し、納入期限後の納品が許容されるかを確認できるものとします。許容される場合は、納入期限後に納品するものとして、受注可を回答するものとします。

(カタログ事業者の責任)

第11条 カタログ事業者は、本サブシステムの利用に当たり、自己の責任及び費用で、利用府省庁等からの問合せ、発注、請求その他の対応が必要な事項の有無を確認し、誠実かつ速やかに必要な対応をするものとします。また、自身が行った手続の処理状況の確認を行うものとします。

- 2 カタログ事業者は、本件契約が成立した後は、本件契約の内容を遵守するものとします。

第3章 契約の内容について

(契約保証金)

第12条 本サブシステムを利用した契約に係る納付すべき契約保証金の納付を全額免除するものとします。

(監督)

第13条 利用府省庁等は、本件契約の適正な履行を受けするため、必要がある場合は、官側利用者のうちから監督職員を定め、カタログ事業者による本件契約の履行（商品の選定、納品等）を監督させ、カタログ事業者に対し必要な指示をすることができるものとします。

- 2 カタログ事業者は、監督職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとします。
- 3 監督職員は、カタログ事業者が行う業務を不当に妨げないものとします。

(検査)

第14条 利用府省庁等は本件契約に基づき納入された商品について納入された日から10日以内に検査を行い、合格した商品について引渡しを受けるものとし、その結果を電子調達システム上に登録するものとします。

- 2 商品の所有権は、前項の検査合格時をもって、カタログ事業者から利用府省庁等に

移転するものとします。

- 3 カタログ事業者は、受注した商品の出荷及び配送について、別途の合意の無い限り、一切の責任及び費用を負担するものとします。

(支払期限等)

- 第 15 条 発注に含まれる全ての商品について前条に示す利用府省庁等の検査が合格した後、カタログ事業者は当該契約に係る請求書情報を電子調達システム上に登録します。利用府省庁等は登録された請求書情報における振込先口座に対して、支払を行うものとします。
- 2 本件契約に関し、利用府省庁等が支払義務を負う代金の支払期限及び支払遅延に対する遅延利息は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）によるものとします。

(納期遅延に対する遅延損害金)

- 第 16 条 カタログ事業者の責に期すべき事由による納期遅延があった場合には、カタログ事業者は、利用府省庁等に対し、遅延日数に応じ、本件契約における代金の総額（消費税込み）に対して民法（明治 29 年法律第 89 号）第 404 条に基づき算出される法定利率の割合により計算した遅延損害金を納付するものとします。

(契約解除)

- 第 17 条 カタログ事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、利用府省庁等は、本件契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 - (1) カタログ事業者が納期までに商品の納入を完了しないとき又は納期までに履行を完了する見込みがないと利用府省庁等が認めることに合理的な理由があるとき。
 - (2) カタログ事業者が正当な事由により解約を申し出たとき。
 - (3) 本件契約の履行に関し、カタログ事業者又はその使用人等に不正の行為があったとき。
 - (4) カタログ事業者が本利用規約又は「少額物品調達業務 利用規約（基本条項）」に違反したとき。
 - (5) その他カタログ事業者に本件契約を継続し難い重大な違反又は背信行為があったとき。

(契約不適合責任)

- 第 18 条 カタログ事業者は、別途の合意の無い限り、民法の定めに従い、契約不適合を負

うものとしてします。

(損害賠償)

第 19 条 本件契約に関連し、カタログ事業者の責に帰すべき事由により、利用府省庁等に損害が発生した場合、利用府省庁等は、カタログ事業者に対して損害賠償の請求をすることができるものとしてします。

(権利関係、特約事項)

第 20 条 本件契約の商品の性質から、利用府省庁等が商品を永続的に利用するために、著作権、特許権その他の知的財産権の処理が必要となる場合、カタログ事業者は、本件契約締結後に、利用府省庁等に対し、その旨説明するものとし、対応を協議するものとしてします。

2 利用府省庁等とカタログ事業者は、個別の本件契約の内容を本利用規約と異なる内容とする合意をすることができるものとしてしますが、当該合意に関し、デジタル庁は、何ら関知しません。

(情報共有)

第 21 条 利用府省庁等は、利用府省庁等の業務に支障を来した場合その他国の機関における業務の改善のために必要となる場合、本サブシステムを通じ行われたやり取りの内容について、別途の条件の合意をした場合を除き、全ての利用府省庁等との間で情報共有を行うことができるものとしてします。なお、当該情報や情報共有の状況について、カタログ事業者は、デジタル庁及び利用府省庁等に確認することはできません。

(附則)

本利用規約は、令和 6 年 3 月 28 日から施行します。